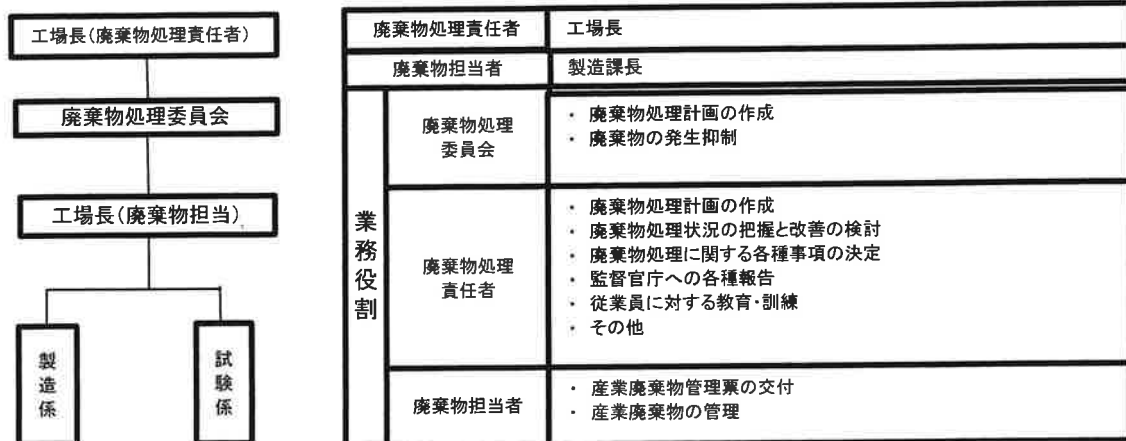


様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2025年 5月 1日	
前橋市長 へ あて	
7.5.-1	
提出者 〒379-2155	
住 所 群馬県前橋市筑井町456番地の11	
氏 名 群馬中央生コン(株)前橋工場	
代表取締役 山本 大介	
電話番号 027-266-3544	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	群馬中央生コン(株)前橋工場
事業場の所在地	群馬県前橋市筑井町456番地の11
計画期間	2025年4月1日～ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E21 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	令和6年度実績 生産量（生コンクリート） 34,600.00 m ³ 売上金額 5.87億円
③従業員数	7名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	生産工程 生コン製造 → 運搬 → 荷卸し → 戻りコン発 コンクリートくず

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	1,680 t	t
	（これまでに実施した取組） コンクリートくず発生源削減 ・ 工程不良品の削減 ・ 運搬中のトラブルの削減 ・ 現場からの持ち帰りの削減 → コンクリートくず 1,680 t/年/ (令和6年度 実績) → 中間処理業者 委託処分 1,680 t		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	2,000 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 購入者へ産廃抑制のアピールを推進 ・ 購入者に余剰注文の削減のお願い ・ 工程中の不良品を削減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	全処理委託量	2,000 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,000 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自社で中間処理及び再生を行うことは困難であるため、前年度同様に中間処理業者に委託を行うが、極力発生量を少なくするように努力する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。